

平成 29 年（ワ）第 552 号 国家賠償請求事件

原 告 X

被 告 国ほか 1 名

5

## 原告第 9 準備書面

2020 年 12 月 25 日

水戸地方裁判所民事第 1 部合議 A 係御中

10

原告訴訟代理人弁護士 児玉晃一

被告の注意義務違反と W 氏の死の結果についての因果関係の整理

第 1 救命についての「高度の蓋然性」があったこと

15

原告第 7 準備書面で述べたとおり、甲 4 3 の回答 3 によると、「どの段階では救命可能でどこからが救命できないと明確に区分することは不可能ですが、代謝性アシドーシスに加え意識障害が生じるような場合は、かなり救命が難しい、つまりは体の変化が不可逆なレベルに進行していることが想定されます」とされています。

20

そして、W さんに「意識障害」が生じた時点ですが、午後 8 時 3 0 分の段階（甲 2 8 …ベッドに掴まって立とうとするも立てない状態）では、意識障害を伴っている状況としてよいと判断されるとのことですが（甲 4 3 の回答 2）、午後 8 時 3 5 分には、体を動かしたくても思い通りにならなくなって

25

0 時 3 5 分ころの段階で、病院施設で集中的治療下におかれることで救命できた可能性があるが、それ以降になると可能性が低下するとされています。

救急搬送後の具体的な検査や治療ですが、甲43の回答1でも述べられているとおり、血液ガスからpHを測定し、これにより乳酸アシドーシスを把握することが可能となります。低拍出量症候群に対しては、強心薬といわれる製剤（カテコラミンといわれるものです）を点滴で使用します。これで対応ができない進行した状況（薬の使用によっても体循環の改善が得られない状況）であれば、体外循環という生体の循環動態を補助する機器（IABP、PCPSなど）を使用し、悪い状態からの離脱を図ることになります。冠攣縮性狭心症に対しても血管拡張の薬を使用し対処します。

そして、搬送時間や検査のための時間を考慮すると、「午後7時46分から間もない時点」で緊急通報していれば、上記の検査をしたうえで原因を特定し、治療を行うことができたことから、Wさんの救命について高度の蓋然性が認められるといえます。もし、緊急通報の時間がこれより早ければ、救命可能性は益々高まったといえます。

15 第2 少なくとも救命についての「相当程度の可能性」があったこと

1 これに対し、被告は、被告準備書面(4)6頁～8頁において、「3月29日午後6時5分から午後7時4分までの時点で救急搬送されたとしても、原因が不明であるから応急措置をするしかなく、救命可能であったとは考えにくい。また、救急搬送してから原因特定のための各種の検査をしていたのでは、時間的に間に合わず、救命することはできない」と主張しています（乙20号証4(2)エ）。

2 この主張に対する反論は上記のとおりですが、仮に、救命についての高度の蓋然性が否定されたとしても、本件のような拘禁施設における医療機関への転送時期が問題とされる場合、適時に適切な医療機関への転送が行われ、同医療機関において適切な検査、治療等の医療行為を受けていたならば、患者の死の結果を回避できる「相当程度の可能性」の存在が証明されるときは、

国は、患者がその可能性を侵害されたことによって被った損害について国家賠償責任を負うものと解するのが相当です（最判17・12・8判時1923・26、判タ1202・249など）。

5 本件のような転送義務の不履行が問題となる場合、不作為と死の結果回避の因果関係についての厳密な証明が困難な場合もあります。しかしながら、本件においては、3月29日午後6時ころから午後7時46分（から間もない時点）までの間に救急搬送がなされていれば、前述のような検査と治療を実施することができたのであって、少なくともWさんの死の結果を回避できる相当程度の可能性があったといえます。

10

### 第3 「相当程度の可能性」が認められる場合の賠償範囲

上記のような「相当程度の可能性」が認められる場合の賠償範囲については、患者の精神的損害に対する慰謝料に限定され財産的損害や遺族固有の慰謝料については否定されるとする見解もあるようですが、上記最高裁判決は、  
15 賠償範囲については何ら言及していません。

15

この点、原告第4準備書面5頁～6頁で述べたとおり、東日本入国管理センターのような収容施設の場合、収容の目的を達成するための合理的な範囲内での被収容者に対する制限は認められるものの、医療に関しては、原則として一般国民と同程度の医療水準が必要であることについては、異論がありません（甲36「国家賠償法コンメンタール」第2版651・652頁、同文献が引用する札幌地判平元・6・21判タ710・151など）。かかる  
20 「一般国民と同程度の医療水準」を満たすためには、収容施設の職員らは、被収容者が自由に外部の診療を受けるのを制限することの反面として、疾病にかかった被収容者に対し、必要な医師の診察を受けさせ、適切な措置を講  
25 じるなどし、その生命及び身体の保持に努める高度な注意義務を負っていると解されます（甲37「現代法律学全集61・国家補償法上巻」258頁以

下)。医療措置に関しても、身体拘束の反面として高度の注意義務が課されるとされています（大阪地判昭58・5・20判時1087・108、神戸地判平23・9・8判時2132・98など）。

5           そして、本件の場合、原告第5準備書面の3頁～6頁で整理したとおり、  
3月27日午後1時29分の庁内診療の段階で、Wさんの容態が悪化し、投  
薬にも変化があり、医師からも容態観察の指示があったこと、血液検査の結果次第ではさらなる治療が必要な状況にあったことなどからすると、担当する入管職員は、甲35の「被収容者の健康状態の管理について」にしたがい、  
10           容態の急変があり得ることを念頭において、常にWさんの健康状態に係る訴  
えや動向に注意を払い、体調の変化に疑義がもたれる場合には救急搬送の手  
配をするなどして、早い時期に医師の診察を受けさせるよう務めるべき「高  
度な」注意義務を負っていたものといえます。

15           しかしながら、3月29日の午後6時以降の入管職員の対応は「粗雑」と  
しかいいようがなく、その注意義務にことごとく違反しました。本件事故後  
に捜査機関が介入したことからも分かるとおり、かかる注意義務違反は、保  
護責任者遺棄致死罪が問われる可能性のある、極めて重大なものだったとい  
えます。

20           このような注意義務違反の程度が重大であることを併せ考えるならば、本  
件においては、問題とされる因果関係が「相当程度の可能性」にとどまった  
としても、賠償範囲はWさんの精神的損害に対する慰謝料だけでなく、訴状  
請求原因第5項に記載した逸失利益や遺族固有の慰謝料にも及ぼすべきとい  
えます。

25           第4 「適切な検査、治療等の医療行為を受ける利益を侵害されたこと」を理由  
とする慰謝料について

          さらに、「患者が適時に適切な医療機関へ転送され、同医療機関において

適切な検査、治療等の医療行為を受ける利益」は、過去の最高裁判例において法的保護に値する利益と認められています（最判平12・2・29民集54・2・582、最判平13・11・27民集55・6・1154、最判平14・9・24判時1803・28、前述の平成17年判例における横尾裁判官、泉裁判官の反対意見参照）。

そうすると、Wさんの場合、入管職員の「粗雑」な対応、すなわち重大な注意義務違反により、上記利益を侵害されていることは明らかですから、その精神的損害については当然賠償されるべきといえます。

#### 10 第5 Wさんの精神的損害について

原告第4準備書面12頁～16頁でまとめたとおり、Wさんは、3月29日午後6時以降、自らの身体の異変・苦痛を入管職員に訴え続けましたが、入管職員の「粗雑」な対応により、その訴えはほとんど無視されました。

まず、3月29日午後6時6分から7分にかけて、Wさんは「要件有り」と記載されたボードを監視カメラに向けて掲げ、入管職員に対応を要請し、さらに、午後6時53分から54分にかけても同様の要請をしました（甲15・75頁）。ところが、驚くべきことに、入管職員は何等の対応もしませんでした。

そして、7時12分には、Wさんは苦しみもがきながら「I'm dying」（死にそうだ）と声を発し（この訴えは以後も繰り返されました）、7時14分にはベッドから落ちました。ようやく職員が部屋にかけつけ、ベッドの上に寝かせられました（甲15・75頁、甲16の3・178頁、同197～199頁）。

午後7時35分には再びベッドから落ちましたが、駆けつけた職員らは午後8時以降Wさんをベッドの上に寝かせることを諦め、毛布を敷いて床に寝かせるだけでした（甲15・75頁）。以後、入管職員はWさんをほぼ放置

しており、Wさんは翌日午前1時18分以降声も出せず、次第に動けなくなり、結果死亡するに至りました。

Wさんが床の上で苦しみながら転がり続けている様子は、監視カメラの映像（甲28）にもはっきり写っています。

5           このように、Wさんが人生の最期に体験させられた激しい肉体的・精神的苦痛は、想像を絶するものというほかなく、その無念さはいかばかりかと胸が痛みます。それと同時に、このような無残な死をWさんに強いた東日本入国管理センターの対応に怒りを禁じ得ません。

10           Wさんが受けた精神的損害に対する慰謝料を数字で表すのは困難ですが、上記の経緯にかんがみれば、訴状で請求した3000万円という額は決して過大なものではないことを改めて訴えます。

以上